

第5章 地方選挙と住民参加、民願

第5章 地方選挙と住民参加、民願

第1節 住民の権利及び義務と沿革

1 住民の権利及び義務

韓国地方自治法は、住民の権利及び義務を次のように規定している。

地方自治団体の区域内に住所を有する者はその地方自治団体の住民となる（地方自治法第12条）。そして、住民は法令の定めるところにより、所属する地方自治団体の財産と公共施設を利用する権利を有するとともに、その地方自治団体から均等に行政の恵沢を受ける権利を有する（地方自治法第13条第1項）とされ、国民である住民は、法令の定めるところにより、その地方自治団体において実施される地方議会議員選挙及び地方自治団体の定める選挙に参加する権利を有するとされている（地方自治法第13条第2項）。

一方、住民は、法令の定めるところにより所属する地方自治団体の費用を分担する義務を負うとされている（地方自治法第21条）。

2 地方選挙と住民参加の沿革

韓国において、はじめての地方選挙は、朝鮮戦争の最中、首都を釜山へ移していた1952年に実施された（ソウル・京畿・江原地域は除外）。4月に市・邑・面議会議員選挙（任期4年）が、5月には、道議会議員選挙（任期4年）がそれぞれ実施された。

ソウルを含めた全国的な地方議会議員選出は、1956年8月に行われた。この選挙で、市・邑・面議会議員とともに市・邑・面長も選出され、民選の基礎自治団体長が登場した。1960年12月に実施された地方選挙では、初代ソウル市長を始めとし、全国の道知事と市・邑・面長はもちろん、洞・里長までが選挙で選ばれ、地方議会が新しく設置された。しかし、1961年5月16日、軍事クーデターにより、当時の軍事革命委員会の布告令4号で、すべての地方議会が解散され、続く9月1日の臨時措置法で相当部分の地方自治法の効力が停止した。その後、30年を経て、ようやく1991年3月に基礎議会議員選挙が実施され、続いて6月には広域議会議員選挙が実施された。1995年6月27日の地方選挙では、完全な地方自治が復活し、自治団体長まで住民の直接選挙で選出されることとなった。この日は、基礎議会議員、基礎自治団体長、広域議会議員、広域自治団体長の選挙が同時に実施され、第1回の全国統一地方選挙となる。なお、この選挙では、地方選挙と国会議員総選挙を2年ごとに実施するため、このときに限り任期を3年とした。したがって、第2回全国同時地方選挙は、3年後の1998年6月4日に実施された。それから4年後の2002年6月13日には、第3回全国同時地方選挙が実施され、2006年5月31日には、第4回全国同時地方選挙が実施された。

〈図表5-1〉地方選挙の実施状況

区分	地方議会議員の選挙			自治団体長の選挙		
	ソウル市議会	道議会	市邑面議会	ソウル市長	道知事	市邑面長
実施年度		第1回	第1回			
1952年4月及び5						

月						
1956年8月	第1回	第2回	第2回			第1回
1960年12月	第2回	第3回	第3回	第1回	第1回	第2回
1991年3月26日	市道自治区議員選挙			延期		
1991年6月20日	市道議員選挙			延期		
1995年6月27日	広域・基礎議員同時選挙			広域・基礎団体長同時選挙		
1998年6月4日	第2回全国同時地方選挙実施					
2002年6月13日	第3回全国同時地方選挙実施					
2006年6月31日	第4回全国同時地方選挙実施					
2010年6月2日	第5回全国同時地方選挙実施					
2014年6月4日	第6回全国同時地方選挙実施					

さらには、住民の直接参加の途も開かれるようになってきた。まず、住民投票制（レファレンダム）は1994年地方自治法改正の際に導入された。しかし、住民投票に関する法律が制定されておらず、住民投票は実施されていなかった。続いて1999年、地方自治法の改正により住民に条例の制定改廃請求権（地方自治法第15条）と住民監査請求権（地方自治法第16条）が認められるようになった。

地方分権推進の過程で住民投票制度（住民投票法）が導入され、このほか、住民訴訟制度（地方自治法第17条）、首長・地方議員に対する住民罷免（リコール）（住民償還に関する法律）も導入された。

第2節 地方選挙制度

1 現行制度

(1) 選挙権

地方議会議員及び地方自治団体長の選挙権を有する者は、以下のとおりである。

19歳以上で、選挙人名簿作成基準日現在、次のいずれかに該当するもの

- ・該当地方自治団体の管轄区域で住民登録がされている者
- ・国内居所申告人名簿に3か月以上継続して搭載されている国民で、該当地方自治団体の管轄区域に国内居所申告がなされている者
- ・永住在留資格取得後、3年が経過した19歳以上の外国人で、当該自治団体の外国人登録台帳に記載されている者

（公職選挙法第15条第2項）

(2) 被選挙権

地方議会議員及び地方自治団体長の被選挙権を有する者は、以下のとおりである。

- ・選挙日現在継続して60日以上、当該地方自治団体の管轄区域内に住居登録されている25歳以上の国民（公職選挙法第16条3項）

(3) 選挙事務管理

選挙事務の管理は、各自治団体単位に設置される選挙管理委員会が行う（公職選挙法第13条）。選挙管理委員会は国の行政機関や自治団体とは別の独立した合議制の機関であり、憲法を根拠とし、その組織、職務範囲等は選挙管理委員会法に規定

されている。

市・道選挙管理委員会の委員は、国会議員の選挙権を有し、政党员ではない者のうち国会で交渉団体を構成する政党が推薦する人物、市・道を管轄する地方法院長（地方裁判所長）が推薦する3人（裁判官2人を含む）、教育者又は学識と徳望がある者3人を中央選挙管理委員会が委嘱する。定数は9人で、委員任期は6年である（選挙管理委員会法第2条、第4条第2項、第8条）。

〈図表5-2〉選挙管理委員会と所管

市・道選挙管理委員会	広域議会選挙（比例代表）、広域自治団体長選挙
区・市・郡選挙管理委員会	広域議会選挙（地域選挙区） 基礎自治団体長選挙、基礎議会選挙

（4）選挙経費の負担

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙の管理準備と実施に必要な次の経費は、当該地方自治団体が負担することとなっている（公職選挙法第277条第2項）。

- ア この法の規定による選挙の管理準備と実施に必要な経費
- イ 選挙に関する啓発・広報及び取り締まり事務に必要な経費
- ウ 選挙に関する訴訟に必要な経費
- エ 選挙に関する訴訟の結果、負担しなければならない経費
- オ 選挙結果に対する資料の整理に必要な経費
- カ 選挙管理のため、選挙管理委員会の運営及び事務処理に必要な経費
- キ 予測できない経費又は予算超過支出に充当するための経費としてア及びイの規定による経費の合計金額の100分の1に相当する金額

ただし、このような事務の中でも統一的に遂行するために必要な経費は国家が負担することとなっている（公職選挙法第277条第1項）。

（5）選挙区域と定数割振

選挙区域と議員定数の割振は、公職選挙法で定められており、割振の方法は次の図表のとおりである（公職選挙法第22条、第23条、第26条）。なお、議員定数については、第4章を参照。

〈図表5-3〉選挙区域と定数

選挙区分		選挙区・定数割振概要
自治団体長選挙		当該自治団体の管轄区域全体から1名
広域議会選挙	地域選挙区	自治区・市・郡毎に2名とする。選挙区は緒条件を考慮して自治区・市・郡を分割して画定し、1つの選挙区から1名選出（広域市及び道議会の下限19名）。
	比例代表	広域議会議員定数の10/100(端数を1名とし下限3名)
基礎議会選挙	地域選挙区	選挙区は諸条件を考慮して画定する（自治区・市・郡議会の下限7名）。
	比例代表	基礎議会議員定数の10/100(端数を1名とする)

(6) 候補者

ア 候補者登録（公職選挙法第 47 条、第 48 条、第 49 条）

各候補者は候補者登録の際、以下の推薦状を添付せねばならない。

〈図表 5 - 4〉 候補者登録と必要な推薦状

政党推薦候補者	政党の推薦書（党と代表者の職印）
無所属候補者	選挙権者の推薦状（一定数以上の署名捺印）

イ 公職者立候補制限（公職選挙法第 53 条）

以下の公職者が立候補する場合、当該選挙日 90 日前（比例代表議会議員選挙・補欠選挙等では候補者登録申請前）までにその職を辞任しなければならない（現職者が再選のため立候補する場合を除く）。

- ・国家公務員・地方公務員。ただし、「政党法」の規定により党员となれる公務員（政務職公務員を除く）は、この限りではない。
- ・選挙管理委員会委員又は教育委員会の教育委員
- ・他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者
- ・「公共機関の運営に関する法律」第 4 条第 1 項第 3 号に該当する機関のうち、政府が 100 分の 50 以上の資本を持っている機関（韓国銀行を含む）の常勤役員
- ・「農業協同組合法」・「水産業協同組合法」・「山林組合法」・「葉タバコ生産協同組合法」により設立された組合の常勤役員とこれら組合の中央会長
- ・「地方公企業法」第 2 条に規定された地方公社と地方公団の常勤役職員
- ・「政党法」の規定により政党の党员になることができない私立学校教員
- ・大統領令に定められたジャーナリスト

(7) 寄託金（公職選挙法第 56 条、第 57 条）

ア 立候補者は登録申請時に以下の寄託金を管轄選挙区の選挙管理委員会に納付しなければならない。

〈図表 5 - 5〉 候補者区分別寄託金

広域自治団体長	5,000 万ウォン
基礎自治団体長	1,000 万ウォン
広域議会議員	300 万ウォン
基礎議会議員	200 万ウォン

イ 寄託金の返還について

(ア) 寄託金が全額返還される場合（負担費用を除き、選挙日後 30 日以内）

- ・候補者の当選又は死亡
- ・候補者が有効投票総数の 15/100 以上を得票した場合

(イ) 寄託金の半分以上が返還される場合

- ・候補者が有効投票総数の 10/100 以上、15/100 未満を得票した場合

(ウ) (ア) (イ) により返還されない寄託金は当該自治団体に帰属する。

2 選挙制度の改正経緯

近年の選挙制度改正の主な内容は、次のとおりである。

(1) 2005年8月 選挙関係法改正の主な内容

ア 選挙年齢の引き下げなど（公職選挙法第15条）

選挙年齢を19歳に下方修正し、出入国管理法により永住の在留資格取得日から3年が経過した19歳以上の外国人に在住地域の地方自治団体選挙の選挙権を付与した。

イ 比例代表選挙における女性候補者（公職選挙法第47条）

政党は、国会議員選挙、地方議員選挙とも、比例代表候補者の100分の50以上の女性を公認しなければならないと、候補者名簿の順位の奇数は女性としなければならないとした。

(2) 2009年2月 選挙関係法改正の主な内容

ア 在外国民の地方選挙の選挙権と被選挙権（公職選挙法第15、16条）

- ・「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」に基づき、国内居所を申告し、当該地方自治団体の国内居所申告人名簿に登録されている在外国民に、その地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙の選挙権を付与した。
- ・選挙日までに継続して60日以上、当該地方自治団体の国内居所申告人名簿に登録されている25歳以上の在外国民に、その地方議会議員及び地方自治団体の長の被選挙権を付与した。

(3) 2012年2月 選挙関係法改正の主な内容

ア 情報通信網を利用した選挙運動の拡大など（公職選挙法第59条）

インターネットのホームページ、又はその掲示板・チャットルームなどに文章や動画などを掲示したり、電子メール・文字メッセージ送信による事前選挙運動を可能にした。

第3節 直接参政制度

地方自治法は、直接請求制度である条例制定・改廃請求権（地方自治法第15条）、監査請求権（地方自治法第16条）、議員・長等の解職請求権として住民召喚（地方自治法第20条）と直接請求以外の直接参政制度として住民投票（地方自治法第14条）、住民の監査請求（地方自治法第16条）住民訴訟（地方自治法第17条）を規定している。

1 条例制定・改廃請求権

地方自治団体の19歳以上の住民（以下「この節で住民」と省略）は、特別・広域市、道と人口50万人以上の大都市には住民総数の100分の1以上70分の1以下、市、郡、及び自治区では、住民総数の50分の1以上20分の1以下の範囲で、住民の連署をもって、当該地方自治団体の長に対して条例の制定、改廃を請求することができる（地方自治法第15条）。

次の事項は、請求対象から除外されている。

(1) 法令に違反する事項

(2) 地方税・使用料・手数料・負担金の賦課・徴収又は減免に関する事項

(3) 行政機構の設置・変更に関する事項又は公共施設の設置に反対する事項

2 監査請求権

地方自治団体の19歳以上の住民は、市・道においては500名、人口50万以上の大都市においては300名、その他の市・郡・自治区は200名を越えない範囲で当該地方自治団体の条例において定めるところによる住民数以上の連署をもって、市・道に関しては、主務部長官に、市・郡・自治区においては、市・道知事に対し、当該地方自治団体とその長の権限に属する事務の処理が法令に違反したり公益を著しく害していると認める場合には、監査を請求することができる。その場合、次の事項は監査請求の対象から除外されている。(地方自治法第16条)

- (1) 捜査又は裁判に関与することとなる事項
- (2) 個人的な私生活を侵害するおそれのある事項
- (3) 他の機関が監査し、又は監査中の事項。ただし、他の機関において監査した事項であっても、新たな事項が発見され、又は重要事項が監査において遺漏した場合と、地方自治法第17条第1項の規定により住民訴訟の対象となる場合を除く。
- (4) 地方自治法第17条第2項の各号に該当する訴訟が進行中又はその裁判が確定した事項

主務部長官又は市・道知事は、監査請求を受理した日から60日以内に監査請求のあった事項に関し監査を終了させなければならない。その監査結果を請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し書面をもって通知するとともに、その内容を公表しなければならない。ただし、期間内に監査を終了させることが困難な正当な事由があるときは、その期間を延長することができる。この場合、あらかじめ、請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し通知するとともに公表しなければならない。

主務部長官又は市・道知事は当該地方自治団体の長に対し、監査結果に従い必要な措置を要求することができる。この場合、当該地方自治団体の長は、このことを誠実に履行しなければならない。その措置結果を地方議会と主務部長官又は市・道知事に対し報告しなければならない。

3 住民訴訟（地方自治法第17条）

監査請求をした事項のうち、公金の支出に関する事項、財産の取得・管理・処分に関する事項、当該地方自治団体を当事者にする売買・賃借・請負契約やその他の契約の締結・履行に関する事項、地方税・使用料・手数料・過怠金など公金の賦課・徴収を怠った事項に該当し、その監査請求が監査請求を受理した日から60日を過ぎても終わらない場合、監査請求結果・必要な措置に不服がある場合、地方自治団体の長が措置を履行しない場合等、当該地方自治団体の長を相手方にして訴訟を提起できる。

4 住民召還

(1) 導入背景

- ・1995年民選による地方自治の実施により任期が保証されている地方選出職の公職者が、不正や汚職に関わったとしても、裁判所の判決以外には制裁する方法がないことから、住民召還制の必要性が提起された
- ・地方行政への地域住民の参加を促し、選挙により選ばれた地方公職者の不正や

独善的な行政、権威主義的行政を予防する機能として、住民召還制の導入について議論が活発化

- ・2002年の大統領選挙及び2004年の国会議員総選挙の課程で、主要政党が住民召還制の導入を公約に挙げたことによって、市民団体や、マスコミなどから同制度の早期導入が求められた

(2) 導入経過

- ・盧武鉉政権の重要公約課題、地方分権ロードマップの課題として推進（2003年7月）・地方政府の責任を強化するため、住民召還制を導入。
- ・地方分権特別法の制定（2004年1月）
住民召還制度導入の推進など、住民の直接参加制度を強化する。
- ・济州特別自治道において住民召還制をモデル施行（2006年7月1日）
济州特別自治道の設置及び国際自由都市造成のための特別法
- ・住民召還に関する法律の議員立法の推進（2006年5月24日）
3名の国会議員が2004～2006年にそれぞれ代表発議した議員立法案をもとに、国会の行政自治委員会が代案を作成し、国会で議決

(3) 住民召還に関する法律

- ・1995年民選による地方自治の実施により任期が保証されている地方選出職の公職者が、不正や汚職に関わったとしても、裁判所の判決以外には制裁する方法がないことから、住民召還制の必要性が提起されていたが、2002年の大統領選挙及び2004年の国会議員総選挙の課程で、主要政党が住民召還制の導入を公約に挙げたことによって、2006年5月24日に改正された地方自治法第20条に住民召還制度が規定された。地方自治団体の長及び地方議会議員（比例代表地方議会議員は除外する）を召還する権利を持つ（地方自治法第20条第1項）。投票請求者・請求要件・手続き及び効力などに関しては、他の法律で定めると規定している（地方自治法第20条第2項）。これに基づき2006年5月に制定され、2007年5月施行された法律が住民召還に関する法律である。その主な内容は次のとおりである。

ア 住民召還投票権（住民召還に関する法律第3条）

住民召還投票の権利がある者は、以下の2種類である。

- (ア) 19才以上の住民で、住民召還投票人名簿作成基準日現在その地方自治団体の所轄区域に住民登録がされている者（公職選挙法第18条の規定により選挙権がない者は除外）
- (イ) 19才以上の外国人で、出入国管理法第10条の規定により、大韓民国に永住滞在できる資格を得て3年が経過したもののうち出入国管理法第34条の規定に従い、その地方自治団体の所轄区域に外国人登録対象に登録されている者

イ 住民召還投票の請求、発議

(ア) 住民召還投票の請求（住民召還に関する法律第7条）

- ・特別市、広域市の長・道知事においては、その地方自治団体の住民召還投票

権者の総数 100 分の 10 以上の連署及び住民召還請求理由を記載した文書で請求できる

- ・市長、郡守、自治区の長においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数 100 分の 15 以上の連署及び住民召還請求理由を記載した文書で請求できる
- ・地方自治団体の議員においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数 100 分の 20 以上

上記の署名条件に加え、特別市、広域市の長、道知事においては、その地方自治団体の中の 3 分の 1 以上の市、郡、自治区において 10,000 分の 5 以上 1,000 分の 10 以下の範囲の中、また地方議員及び市長、郡守、自治区においては、その選挙区内の邑、面、洞の各住民召還請求権者総数の 10,000 分の 5 以上 1,000 分の 10 以下の範囲の中で大統領令が定める数以上の署名を集める必要がある。

(イ) 住民召還投票の発議（住民召還に関する法律第 12 条）

管轄選挙管理委員会は 住民召還投票請求が適法だと認める場合は、遅延なしでその要旨を公表し、召還請求人代表者及び召還住民召還投票対象者である地方公職者にその事実を通知しなければならない。該当地方公職者は釈明機会を保障されており、通知を受けた日から 20 日以内に釈明用紙を提出できる。（住民召還に関する法律第 14 条）管轄選挙管理委員会は、住民召還投票対象者の釈明要旨を受け取った日、又は釈明要旨の提出期間が経過した日から 7 日以内に住民召還投票日と住民召還投票案を公告し、住民召還投票を発議しなければならない。

(ウ) 住民召還投票の請求制限期間（住民召還に関する法律第 8 条）

次の何れかに該当する場合は、住民召還投票請求ができない

- ・任期開始日から 1 年が経過しないとき
- ・任期満了日から 1 年未満であるとき
- ・その地方公職者に対し、住民召還投票を実施した日から 1 年以内であるとき

(エ) 住民召還投票と住民召還の確定（住民召還に関する法律第 13 条）

住民召還投票日は、公告日から 20 日以上 30 日以下の範囲の中で管轄選挙管理委員会が決める（住民召還に関する法律第 13 条第 1 項）。

住民召還投票は賛成又は反対を選択する形式で実施し（住民召還に関する法律第 15 条第 1 項）、住民召還投票権をもつ有権者総数の 3 分の 1 以上の投票と有効投票総数過半数の賛成で確定する。住民召還投票者の数が有権者総数の 3 分の 1 未満の場合は開票しない（住民召還に関する法律第 22 条第 1 項、第 2 項）。

管轄選挙管理委員会は、この結果を遅延なく公表し、召還請求代表者、住民召還投票対象者、関係中央行政機関の長、当該地方自治団体の長等に通知しなければならない（住民召還に関する法律第 22 条第 3 項）。

(オ) 住民召還投票の効力（住民召還に関する法律第 23 条）

住民召還投票が確定した時には、住民召還対象者はその結果が公表された時点

からその職を喪失する。

(カ) 住民召還投票訴訟（住民召還に関する法律第 24 条）

住民召還投票の効力に関して、異議がある該当住民召還投票権者は、住民召還有権者総数の 100 分の 1 以上の署名で、住民召還投票結果が公表された日から 14 日以内に管轄選挙管理委員会委員長に被請願人として、地域選挙区の市・道議員、地域選挙区の自治区・市・郡議員又は市長、群守、自治区庁長については特別市・広域市・道の選挙管理委員会に、市・道知事については、中央選挙管理委員会に請願ができる。この請願に対する結果に不服があるものは、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、この決定書を受けた日から 10 日以内に、地域選挙区の市・道議員、地域選挙区の自治区・市・郡議員又は市長、群守、自治区庁長については管轄高等法院に、市・道知事については大法院に訴訟を提起することができる。

(4) 住民召還の主な事例

- ・京機道河南省での市長及び市議員 3 名を対象にした火葬場の建設推進にかかる争い
- ・慶尚南道咸陽郡での郡守を対象にしたゴルフ場及びヘリ格納庫の誘致にかかる争い
- ・全羅北道全州市での市長を対象にした共同住宅管理に関する監督の無能及び職務遺棄に関するもの
- ・済州特別自治道での知事を対象とした海軍基地建設推進に関するもの

5 住民投票

地方自治法は、地方自治団体の長は、住民に過度な負担を与えたり重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項等について住民投票に付すことができるとし、住民投票の対象、発議者、発議要件その他投票手続き等に関しては、他の法律で定めると規定している（地方自治法第 14 条）。これに基づき 2004 年 1 月に制定され、同年 7 月施行された法律が住民投票法である。その主な内容は次のとおりである。

住民投票の結果は法的効力があり、確定した事項について、地方自治団体の長は、行政・財政の必要な措置をとらなければならないと定めている。

(1) 住民投票権（住民投票法第 5 条）

住民投票の権利がある者は、以下の 2 種類である。

投票日現在 19 才以上の住民で、投票人名簿作成基準日現在に次のいずれかに該当する者には、住民投票権がある（ただし、公職選挙法第 18 条の規定により選挙権がない者は除外）。

ア その地方自治団体の所轄区域に住民登録がされている者

イ 出入国管理法の規定により、大韓民国に継続居住できる資格(在留資格変更許可又は在留期間延長許可を通し継続居住できる場合を含む)を備えた外国人として地方自治団体の条例が定める者

(住民投票請求権者) 上記の住民投票権があるものは住民投票請求権がある（住民投票法第 9 条第 1 項）。

(住民総数の基準) 住民投票請求権者総数は、前年度 12 月 31 日現在の住民登録票、在外国民の国内居所申告票及び外国人登録票により算定する（住民投票法第 9 条

第3項)。

(2) 住民投票の対象 (住民投票法第7条第1項)

住民に過度な負担を与えたり重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項のうち、その地方自治団体の条例で定めた事項を住民投票に付することができる。

(3) 住民投票対象外の事項 (住民投票法第7条第2項)

次の事項に対しては住民投票にかけることができないとしている。

ア 法令違反であったり裁判中である事項

イ 国家又は他の地方自治団体の権限又は事務に属する事項

ウ 地方自治団体の予算・会計・契約及び財産管理に関する事項と地方税・使用料・手数料・分担金など各種公課金の賦課又は減免に関する事項

エ 行政機構の設置・変更に関する事項と公務員の人事・定員など身分と報酬に関する事項

オ 他の法律により、住民代表が直接意志決定主体として参加できる公共施設の設置に関する事項 (ただし、第9条第5項の規定により、地方議会が住民投票の実施を請求する場合にはこの限りではない)

カ 同一事項(その事項と趣旨が同じ場合を含む)に対し住民投票が実施された後2年が経過しない事項

(4) 国家政策等のための住民投票の特例 (住民投票法第8条)

原則的に国家政策については、住民投票の対象にならないが、中央行政機関の長は、地方自治団体の廃置・分合又は区域変更、主要施設の設置など国家事務に対する住民意見を取りまとめるために必要だと認める時には、あらかじめ行政自治部長官と協議し、住民投票の実施区域を定め、関係地方自治団体の長に住民投票に付すことを要求できるとしている。この場合、住民投票に付すことを要求された地方自治団体の長は当該地方議会の意見を聴き、30日以内に住民投票を実施しなければならない。

(5) 住民投票請求及び発議 (住民投票法第9条)

住民投票の実施は、地方自治団体の長の発議により実施されるが、その発議の請求は、下記の要件による。

ア 地方自治団体の長が地方議会在籍議員過半数の出席と出席議員過半数の同意を得たとき

イ 住民投票請求権者総数の20分の1以上5分の1以下の範囲内で地方自治団体の条例で定める数以上の署名があるとき

ウ 地方議会の在籍議員過半数の出席と出席議員の3分の2以上の賛成があるとき

(6) 住民投票結果の確定 (住民投票法第24条)

住民投票に付した事項は 住民有権者総数の3分の1以上の投票と有効投票数過半数の投票で確定する。但し、全体投票数が住民投票権者総数の3分の1に満たない場合、付した事項に関する有効投票数が同数である場合は、二者択一がなかったものとみる。地方自治団体の長は住民投票結果を通知されたときには、遅滞なく地方議会に報告し、国家政策に関する住民投票であるときには関係中央行政機関の長

に通知しなければならない。

地方自治団体の長及び地方議会は住民投票結果確定した内容のとおり行政・財政上の必要な措置をしなければならないが、確定した事項に対し、2年以内に変更したり新しい決定をすることができない。

(7) 住民投票訴訟（住民投票法第25条）

住民投票の効力に関して、意義がある住民投票権者は、住民投票権者総数の100分の1以上の署名で住民投票結果が公表された日から14日以内に管轄選挙管理委員会委員長を被請願人として、市、郡、自治区においては、特別市、広域市、道の選挙管理委員会に、特別市、広域市、道においては、中央選挙管理委員会に請願ができる。この請願に対する結果に不服があるものは、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、この決定書を受けた日から10日以内に特別市、広域市、道においては、大法院に、市、郡、自治区においては、管轄高等法院に訴訟を提起することができる。

(8) 住民投票経費（住民投票法第27条）

投・開票、委員会が開催する説明会など住民投票管理に必要な経費は当該地方自治団体が負担する。国家性格に関する住民投票である場合は国家が負担する。

第4節 民願制度

韓国では、住民が行政機関に対し、申請や処分等、特定の行為を要求する行為を「民願」と称しており、様々な特色がある。地方自治団体は、民願に関し、様々な配慮をしている。

1 民願とは

(1) 民願

民願とは「民願人が行政機関に対し、処分等、特定の行為を要求する行為」（民願事務処理に関する法律第2条第2号）を言い、行政手続法等の内容も含んでいる。具体的には、次の項目に該当するものをいう（民願事務処理に関する法律施行令第2条第2項）。

- ・ 許認可・免許・特許・承認・指定・認定・推薦・試験・検査・検定等の申請
- ・ 帳簿・台帳等への登録・登載の申請又は届出
- ・ 特定の事実又は法律関係に関する確認又は証明の申請
- ・ 法令・制度・手続等の行政業務に対する質疑・相談を通じた説明や解説の要求
- ・ 行政制度や運営の改善に関する意見の建議
- ・ その他行政機関に対し特定の行為を要求する事項

(2) 民願人

民願人とは、「行政機関に対し処分等特別な行為を要求する個人・法人又は団体」（民願事務処理に関する法律第2条第1項）と言う。

(3) 苦衷（不服・苦情）民願

苦衷民願とは、「行政機関の違法・不当若しくは消極的な処分（事実行為及び不作為を含む）及び不合理な行政制度によって国民の権利を侵害し、又は国民に不便・

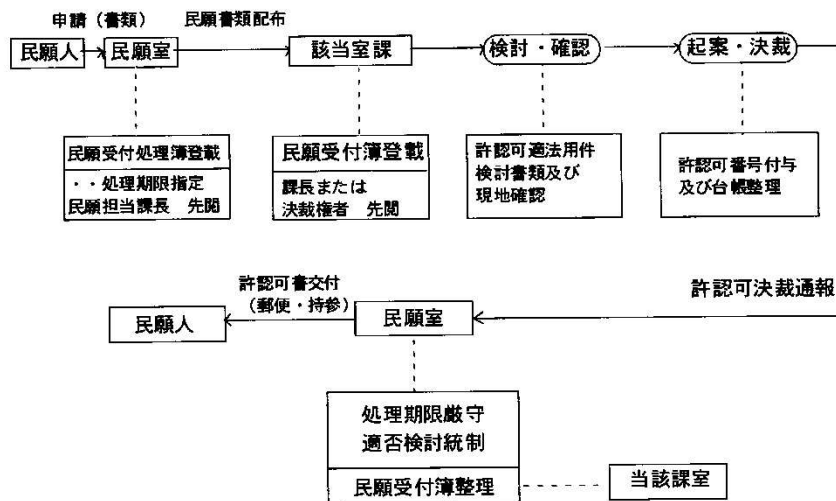
負担を与える事項に関する解決要求」(民願事務処理に関する法律施行令第2条第2項第6号)である。

2 民願事務手続き

民願人は民願を申請する際には、民願室（電子民願窓口を含む。民願室が設置されていない場合には文書担当部署又は処理主務部署）を訪問し、そこですべての申請をすることができる。民願室で受け付けた後、処理主務部署（民願を処理する部署又は主に処理する部署）に書類を回し、そこで処理をして行政機関の長から民願人へ書類等を交付するというものである。

民願室では案内・相談業務も行っており、民願室で処理主務部署を決定することとなっているため、処理主務部署が不明確な場合でも、各部署をたらい回しにされることは生じないようにしている。また、書類の記入方法等も相談できる。

〈図表5-6〉一般的な民願事務の流れ



3 民願事務の処理

(1) 受付

行政機関の長は申請書の記載事項を民願事務の審査及び処理に必要な最小限に限定し、申請者が簡単に作成できるように申請書式を明確に定め、申請書及び必要書類の提出部数も最小限に限定しなければならない（民願事務処理に関する法律施行令第8条）。

(2) 民願書類の移送

民願室で受け付けられた民願書類中、その処理が民願室の主管に属さないものについてはほかの文書に優先して処理主務部署へ移送しなければならないと規定されている（民願事務処理に関する法律施行令第11条）。

(3) 処理期間

行政機関の長は迅速な民願事務処理を図るため、行政機関へ申請が到達・受付されたときから、当該民願事務の処理が完了するときまでに要する処理期間を民願事務種類別にあらかじめ定めなければならない（民願事務処理に関する法律施行令第12条）。

(4) 民願書類の補完・補正

ア 補完・補正の要求（民願事務処理に関する法律第13条第1項）

民願室は、受け付けた民願書類に不欠があると認めるときには補完又は補正に必要な相当の期間を定め、民願人に補完又は補正を要求しなければならない。

イ 補完・補正の不履行（民願事務処理に関する法律施行令第14条、第15条）

民願室は民願人が補正要求を受けてもその期間内に補完又は補正を行わないときは、その理由を明示し、受け付けた民願書類を返却することができる。また、民願人の所在地が明らかではなく、補完又は補正の要求が二度返送されたときには、民願を撤回したとみなし終結処理することができる。

(5) 処理担当者の明示（民願事務処理に関する法律施行令第26条）

行政機関が民願人に民願書類の補完要求、処理期間の延長又は処理遅延事由の通知、処理進行の状況及び処理結果等を通知するときには、公文書の施行文書に当該民願事務の処理を担当する公務員の所属・氏名・連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス等）を記載しなければならない。

(6) 民願事項の変更又は取下げ（民願事務処理に関する法律第13条第2項）

民願人は当該民願事務の処理が終結する前に、その申請内容を変更又は取下げをすることができる。ただし、他の法令に特別な規定がある場合や民願事項の性質上変更することができない場合にはその限りではない。

(7) 処理結果の通知及び確認・点検等

ア 処理進行状況の通知（民願事務処理に関する法律施行令第23条）

行政機関の長は民願事項受付後30日が経過したとき、又は民願人の要請があるときには、民願人へその処理進行状況と処理予定日等を書面で通知しなければならない。

また、処理進行状況等の通知は民願事項受付後 30 日が経過するたびに通知することを原則とするが、電話、インターネットのホームページなどその他の方法で民願処理進行状況を民願人にあらかじめ公開している場合は省略できる。

イ 処理結果の通知（民願事務処理に関する法律第 15 条）

行政機関の長は処理結果の通知を必要とする民願事項の処理を完了したときには、その結果を直ちに民願人に通知しなければならない。拒否処分を通知するときには、その理由と救済手続きを一緒に通知しなければならない。

ウ 拒否処分の不服申請（民願事務処理に関する法律第 18 条）

行政機関の長の拒否処分に対し、不服がある場合は、90 日以内に文書で異議申請ができる。これに対し、行政機関の長は、10 日以内にその異議申請について決定し、その結果を遅滞なく文書で通知しなければならない。

また、民願人は異議申請の有無にかかわらず、行政審判や行政訴訟を提起できる。

4 民願の種類別処理原則

（1）複合民願の処理

複合民願とは、一つの民願目的を実現するため、多数の関係機関又は部署の許可・認可・承認・推薦・協議・確認等を経て処理される民願事務である。

ア 処理主務部署の指定（民願事務処理に関する法律第 14 条）

行政機関の長は複合民願を処理するために処理主務部署を指定し、その部署に関係機関又は部署間の協力を通じ、民願事項を一括処理させるようにすることができる。

イ 民願書類の一括提出（民願事務処理に関する法律施行令第 18 条第 1 項）

行政機関の長は複合民願と関連する全ての民願書類を処理主務部署に一括して提出させることができる。

ウ 複合民願の指定（民願事務処理に関する法律施行令第 18 条第 2 項）

行政機関の長は関係機関と協議し、一括受付・処理する複合民願の種類と受付方法・必要書類・処理期間・処理手続等を予め定め、民願人がこれを閲覧することができるよう掲示し、民願事務便覧へ収録しなければならない。

（2）質疑及び行政改善建議の処理（民願事務処理に関する法律施行令第 19 条）

ア 質疑・相談の処理

行政機関の長は法令・制度・手続等、行政業務に関する質疑又は相談形式を通じた説明や解説を要求する民願事項を受付けたときは、特別な事由がない限り、次の期間内に処理しなければならない。

- ・ 民願人が行政機関を訪問し、単純な行政手続又は形式要件に関し質疑・説明又は助言を要求する場合 → 即時
- ・ その他一般質疑 → 7 日以内

イ 行政改善建議の処理

行政機関の長は政府施策や行政制度及び運営の改善に関する意見提示・要望又は建議を受け付けたときには、特別な事由がない限り、14 日以内にその処理結果を民

願人へ通知しなければならない。

(3) 苦衷民願の処理

ア 処理期間（民願事務処理に関する法律施行令第 20 条第 1 項）

行政機関の長は苦衷民願を受け付けたときには、特別の事由がない限り 7 日以内にその処理結果を民願人に通知しなければならない。

イ 処理方法（民願事務処理に関する法律施行令第 20 条第 2 項）

行政機関の長は苦衷民願の内容が正当な事由であると認められるときは、遅滞なく原処分 of 取消変更等の適切な措置をとり、その内容を民願人へ通知しなければならない。

(4) 反復及び重複民願の処理

ア 反復民願の処理（民願事務処理に関する法律施行令第 21 条第 1 項）

民願室は民願人が同一内容の苦衷民願書類（複写した場合を含む）を正当な事由無く 3 回以上反復し提出した場合には、2 回以上その処理結果を通知した後に、受け付けた民願書類を当該機関の長の決裁により内部終結処理することができる。

イ 重複民願の処理（民願事務処理に関する法律施行令第 21 条第 2 項）

民願室は民願人が同一内容の苦衷民願書類（複写した場合を含む）を作成、2 以上の行政機関に提出し、他の行政機関から移送を受けた場合にも、2 回以上その処理結果を通知した後に、受け付けた民願書類を当該機関の長の決裁により内部終結処理することができる。

(5) 多数人関連民願の処理

多数人関連民願とは 5 人以上の共同利益と関連し、5 人以上が連名で提出する民願である。

行政機関の長は多数人関連民願の発生防止のために事前防止策をとらなければならないが、多数人関連民願が発生した場合には、迅速・正確に解決されるよう措置しなければならない（民願事務処理に関する法律第 22 条第 1 項）。また、行政機関の長は多数人関連民願の効率的な処理のため、当該機関の監査又は調査業務担当部署等を通じて多数人関連民願の処理状況を分析・確認しなければならない（同条第 3 項）。

5 民願事務処理の基準の設定・公表・調整

(1) 民願事務便覧の設置、民願事務処理基準表の告示

行政機関の長は、民願人の便宜のために、民願事項の申請に必要な事項（申請書類、必要書類、処理部署、経由機関、処理手続き、処理期間、審査基準、手数料）を種類別に掲載した民願事務便覧を民願人に閲覧できるように設置しなければならない（民願事務処理に関する法律第 7 条、同法施行令第 4 条）。また関係法令等に規定されている民願事項の処理機関、期間、必要書類、申請方法等に関する事項を総合して作成した民願事務処理基準表を設置し、官報に告示し、インターネットに掲載しなければならない（民願事務処理に関する法律第 20 条）。

(2) 民願事務処理基準表調整など

行政自治部の長官は民願事務処理基準表を作成・告示する際に、民願事務簡素化

のため必要と認められるときには、関係行政機関の長の合意を経て、関係法令等の改正がなされるまで暫定的に関係法令等に規定されている処理機関、処理期間、必要書類、処理手続、申請方法等を変更することができる。この調整・変更が告示されたときは、行政機関の長は、これに伴い処理しなければならない、この内容により関係法令などを遅滞なく改正・整備しなければならない（民願事務処理に関する法律第 21 条）。

6 民願事務審査官制度

(1) 民願事務審査官

民願事務を処理する行政機関の長は、所属公務員の中から民願事務審査官を選任し、民願事務処理状況の確認・点検をしなければならない（民願事務処理に関する法律第 23 条）。業務が過剰な場合には、その業務の一部を分掌するため分任民願事務審査官を置くことができる（同法施行令第 33 条第 1 項）。

(2) 職務内容

民願事務審査官は、民願事務の処理状況を随時に点検し、処理期間が経過した民願事務を発見したときには、遅滞なく処理主務部署の長（民願事務審査官が処理主務部署の長である場合には関係公務員）へ催促状を発給しなければならない。

また、民願人から、処理遅延、受付拒否、不必要な書類の追加提出要求等の事実を申告された場合は、その措置事項を当該機関の長に随時報告しなければならない（民願事務処理に関する法律施行令第 33 条第 2 項、第 3 項）。

7 民願処理状況の確認・点検

行政機関の長は、民願事務の処理状況と運営実態を毎月 1 回以上、確認・点検しなければならない。このことによって、重大な法例違反事実を発見したり、履行状況が不良だと判断した場合は、遅滞なくこれを是正し、その事務処理と関連ある公務員などに対し懲戒その他の必要な措置をしなければならない（民願事務処理に関する法律施行令第 34 条）。

8 オンライン民願

(1) 概要

行政自治部では、民願申請及び民願案内を行う「民願サービス革新（G4C : Government for Citizen）システム」を 2002 年 11 月 1 日から開始し、2003 年 3 月から、市、郡、区のホームページと G4C を連携し、インターネット等を通してオンライン民願サービスを利用できるようになった。

2012 年からは「民願 24」の名称を使用している。

ア 民願案内 法律で規定されているすべての民願について、処理機関、処理期限、手数料、提出書類、連絡先などを案内するサービス（転入届など約 5,000 種）

イ インターネット閲覧民願 画面上で閲覧ができるサービス（個別住宅価格確認など約 22 種）

ウ インターネット発給民願 画面での閲覧及びプリンターでの書類出力が可能なサービス（住民登録謄抄本など約 1,208 種）

手数料については、クレジットカード、口座振替、携帯電話料金への加算などの方法によって支払いが可能である。また、インターネットからの申請であれば、洞事務所で直接発給するよりも手数料が減免される場合があり、利用者にとっての利便性も高い。

「民願 24」のサービス開始（2002 年）以降の経済的効果を換算すれば、時間給・交通費等で年間 1 兆 5 千億ウォン以上の経済・社会的費用が節減され、交通利用及び紙使用の減少で約 2 万 2 千トンの炭素排出量節減効果をもたらしたとされる。

また、約 1,000 万人の国民が利用する世界最高水準のオンライン政府民願ポータルサイトとして、2011 年「国連公共行政賞（PSA : Public Service Award）」優秀賞を受賞、また国務総理室規制改革成果のうち「国民が選ぶベスト 10」の 1 位に選出、2012 年には行政自治部代表優秀政策のうち国民が選ぶ最優秀政策として選定され、毎年実施される満足度調査の結果でもますます高い評価を受けている。